

新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方に対する 地方税における猶予制度

徴収の猶予

- 新型コロナウイルス感染症に納税者（ご家族を含む。）が罹患された場合のほか、新型コロナウイルス感染症に関連するなどして以下のようなケースに該当する場合は、猶予制度がありますので、舟橋村総務課にご相談ください（徴収の猶予：地方税法第15条）。

（ケース1）ご本人又はご家族が病気にかかった場合

納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合

◎個人事業主やフリーランスの方について

（ケース2）災害により財産に相当な損失が生じた場合

新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

（ケース3）事業を廃止し、又は休止した場合

納税者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合

（ケース4）事業に著しい損失を受けた場合

納税者の方が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合

申請による換価の猶予

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、地方税を一時に納付することができない場合、申請による換価の猶予制度がありますので、舟橋村総務課にご相談ください（申請による換価の猶予：地方税法第15条の6）。

舟橋村役場 総務課
076-464-1121（代表）

徴収の猶予の要件

- ①村税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること。
- ②納税について誠実な意思を有すると認められること。
- ③換価の猶予を受けようとする税目以外の村税の滞納がないこと。
- ④納付すべき村税の納期限から6ヶ月以内に申請書が提出されていること。

など

猶予が認められると

- 原則、1年間猶予が認められます。
(減免ではありません。また、状況に応じて更に1年間猶予される場合があります。)
- 猶予期間中の延滞金の一部が免除されます。
- 財産の差押や換価(売却)が猶予されます。

納税が困難な場合は

- 個別の事情によって、様々な猶予制度がありますので、納税が困難な場合は、まず窓口までご連絡ください。

【ご相談・お問い合わせ先】

舟橋村役場 総務課 午前 8:30 ~ 午後 5:15

TEL 076-464-1121

FAX 076-464-1066